

# 就学援助費について

## 1. 申請書の記入の仕方

### 援助を受けたい理由

1～6の項目のうち申請日現在で該当する箇所に○をつけてください。

児童扶養手当等各項目で申請中の場合は、項目の脇に「申請中」と記入してください。

1～6に該当しない場合は、就学援助を受けたい理由をくわしく記入してください。

### 家族の状況

一緒に生活している方を全員記入してください。

所得のある方については、所得を証明するもの（源泉徴収票のコピー、課税証明書等）を添付してください。

祖父母がいて年金を受給している場合、その額を記入してください。

児童扶養手当を受給している場合、その額を記入してください。

それ以外にも収入（仕送り・生命保険金・失業保険・退職金等）がある場合は、必ず記入してください。

### 家庭の状況2

該当する項目のみを記入してください。

\*同居している方全員分の所得、収入を証明する書類（どれか1つ）

- ・源泉徴収票のコピー
- ・所得税確定申告書のコピー
- ・課税証明書（6月下旬以降に町民環境課窓口で取ることができます。）

例）平成28年分の課税証明は、平成29年6月下旬以降に町民環境課で取ることができます。それ以前は取ることができませんのでご注意願います。

- ・平成28年1月から12月までの給料明細のコピー
- ・会社から発行された給与等の支払い証明書のコピー

（該当者のみ提出）

- ・年金等の源泉徴収票または証書のコピー（1年間の受給額が分かるもの）
- ・児童扶養手当証書、認定通知書等1年間の受給金額が分かる書類のコピー
- ・生命保険金・失業保険・退職金などの一時的収入の金額の分かる書類のコピー

## 2. 援助内容

(年額)

		学用品費	通学用品費	新入学学用品費	学校給食費
支給月		7、12	7、12	7	7、12、3
小学生	1年	11,420	2,230	20,470	265×実食数
	2～6年				
中学生	1年	22,320	2,230	23,550	315×実食数
	2～3年				
		校外活動費 宿泊あり	校外活動費 宿泊なし	修学旅行費	医療費
支給月		該当行事終了後			随時
小学生	1～5年	3,620	1,570		対象疾病のみ
	6年			21,180	
中学生	1～2年	6,100	2,270		
	3年			56,670	

- ①支給は、年3回（7月、12月、3月）になります。
- ②新入学学用品費は、4月1日付けで認定された小中学校の1年生のみが対象となります。
- ③修学旅行費・校外活動費は、交通費・見学科等が対象となり、限度内で支給いたします。
- ④平成25年10月から柴田町子ども医療費助成制度における助成対象年齢が拡大されました。それに伴い、現在「子ども医療費助成受給者証(ピンク色)」をお持ちの方は、医療機関受診の際に健康保険証と共に医療機関窓口へ提示すれば、自己負担分(保険適用分)について無料になります。

上記受給者証をお持ちでない方は、受診前に学校の養護教諭にご相談ください。教育委員会で発行した医療券で治療を受けるようになります。治療にかかった費用は教育委員会から直接医療機関に支払われます。(結膜炎、中耳炎、う歯などの対象疾病が決まっております。)

申請書の提出後、記載内容に変更があった場合、必ず柴田町教育委員会教育総務課へ連絡願います。申請内容が事実と違うことが判明した場合、認定を取り消すこともあります。

\*就学援助は、上記費目を支給する制度で、学校納付金を免除するものではありません。

\*援助費の受取方法は、各学校の指示に従うことになります。

就学援助制度等について、不明な点がございましたら下記まで連絡ください。

担当：柴田町教育委員会 教育総務課 学務班

☎0224-55-2134